建築基準法関係手数料一覧表

ひたちなか市都市整備部建築指導課
平成21年6月1日

建築物確認申請等手数料						
床面積（A）の合計	確認申請手数料	中間検査申請手数料	完了検査申請手数料		構造計算適合性を要する場合の追加手数料	
			中間検査対象建築物	中間検査対象外建築物	建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われた場合	左記以外の場合
A ≦30㎡	8,000円	13,000円	16,000円	17,000円	110,000円	159,000円
30㎡＜ A ≦100㎡	15,000円	16,000円	22,000円	23,000円		
100㎡＜ A ≦200㎡	23,000円	22,000円	26,000円	27,000円		
200㎡＜ A ≦500㎡	40,000円	35,000円	38,000円	39,000円		
500㎡＜ A ≦1,000㎡	72,000円	53,000円	56,000円	57,000円		
1,000㎡＜ A ≦2,000㎡	105,000円	74,000円	74,000円	77,000円	137,000円	212,000円
2,000㎡＜ A ≦10,000㎡	212,000円	148,000円	162,000円	165,000円	150,000円	243,000円
10,000㎡＜ A ≦50,000㎡	348,000円	242,000円	251,000円	254,000円	190,000円	321,000円
50,000㎡＜ A	605,000円	449,000円	465,000円	468,000円	322,000円	590,000円

① 移転，大規模の修繕，大規模の模様替又は用途変更する場合，係る部分の床面積の1/2で算定する。（用途変更は完了検査申請不要）
② 確認を受けた建築物の計画変更をする場合，係る部分の床面積の1/2で算定する。
③ ①の計画変更をする場合，係る部分の床面積の1/2で算定する。（用途変更は完了検査申請不要）

建築設備，工作物確認申請等手数料			
申請の種別	確認申請手数料	計画変更申請手数料	完了検査申請手数料
建築設備（エレベーター，エスカレーター）	18,000円	9,000円	30,000円
工作物（擁壁，広告塔，遊戯施設，製造施設等）	14,000円	7,000円	23,000円

主な許可等申請手数料			
申請の種別	手数料の名称	手数料の額	備　考
建基法第７条の６第１項第１号，第１８条第２２項第１号許可	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請等手数料	120,000円	建築設備，工作物への準用する場合を含む。
建基法第４３条第１項ただし書き許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円	
建基法第４４条第１項第２号許可	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円	
建基法第８５条第５項許可	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円	